

新発田産食材消費拡大応援補助金交付申請書兼請求書

新発田産食材消費拡大応援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請、請求及び報告します。

1 申請者情報

法人名・屋号		住 所	〒
代表者職・氏名	(印)	電 話 番 号	
メールアドレス		業 種	

2 補助金対象経費（令和8年2月1日～令和8年11月30日の間に購入したものが対象）

(1) 新発田牛	月購入分	円（税抜き）
(2) 北越後パイオニアポーク	月購入分	円（税抜き）
(3) 越後もちぶた（和豚もちぶた）	月購入分	円（税抜き）
(4) 米	月購入分	円（税抜き）
(5) 越後姫	月購入分	円（税抜き）
(6) アスパラガス	月購入分	円（税抜き）
(7) いちじく	月購入分	円（税抜き）
合計額 ①		円（税抜き）
申請額 ②… ①÷2		円 ※千円未満切捨て、上限は5万円とする

3 申請額兼請求額（上記②の額を転記すること）

申請額兼請求額	円
---------	---

4 振込先口座情報

金融機関・店名・種別		
口座番号		
口座名義 力タ力ナ		

5 添付書類 以下内容を確認し、□に✓を入れてください。

補助金対象経費であることがわかる書類（以下の項目がわかる納品書、領収書などの資料）

- ・新発田産であること。ただし、新発田牛、北越後パイオニアポーク、越後もちぶたについては食材の名称の記載があれば産地の記載は不要。
- ・食材の名称（品種指定がある場合は品種も含む）。
- ・購入日が令和8年2月1日～令和8年11月30日の間であること。
- ・仕入先への支払いが完了していること。

振込口座が分かる書類（通帳の写しなど）

誓約書

※小売店が発行するレシートなどに「新発田産」「新発田牛」「北越後パイオニアポーク」「越後もちぶた」などの明記がされていない場合は、それらが明記された領収書などを発行してもらってください。

市確認欄（記載不要）

受領済み補助金額 ③	円
今回の請求額を含めた累計補助金額 ④…②+③	円 ※5万円以下であることを確認すること